

おめでとうございます！大臣表彰を受けられた皆さん



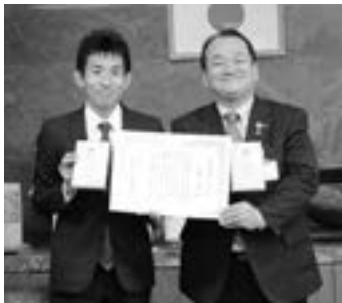
総務大臣表彰
吉田 進さん
(川辺)

19年の長きにわたり各種統計調査の統計調査員として尽力。「大臣表彰をいただき大変光栄です。継続は力なりを実感しています。来年は国勢調査が始まって100年目を迎える年です。オンライン環境の発展が著しいですが乗り遅れず、今後も正確な統計調査に貢献できるように努めていきます。」

優良PTA文部科学大臣表彰
治田小学校PTA

児童数が増加している小学校において、先を見据えて地域・学校との連携強化のために、改革に取り組みました。他校にはないPTA活動のパンフレットなどを作成したり、子ども・学校・保護者・地域の方が一緒に通学路を点検し、認識の共有や問題解決などに努められています。

小林一成選手に栗東市スポーツ賞



市長より表彰を受けた小林選手（左）

11月27日、野尻在住の小林一成選手に栗東市スポーツ賞が授与されました。小林選手は、昨年10月の「第81回日本商業開発全日本ベテランテニス選手権19」で35歳以上シングルス、ダブルスの両部門で優勝。8歳でテニスを始め、高校在学中には「関西ジュニアテニス選手権大会」でシングルベスト16位など、これまで輝かしい功績を収めてこられました。

今後の活躍がいつそう期待される小林選手。「仕事をしながら、自分を追い込んでトレーニングを積んできた成果であったと思います。これからは、地域のスポーツ振興にも関わっていかれたらと思います」と語ってくださいました。

「りっとう美知メセナ」 継続企業に感謝状



市では、地域の企業が道路の清掃や植栽の剪定、除草などを行うボランティア制度「りっとう美知メセナ」を実施しています。

このたび、平成27年度から「りっとう美知メセナ」に参加いただいている4企業に、2期4年間の継続への感謝を込め、市から感謝状を贈呈します。

参加登録企業を引き続き募集しています。環境にやさしいまちをもにつくりますしょう。

●表彰企業：ユウキ産業(株)、(株)藤尾設備工業所、(株)ユタ力産業、呉羽テック(株)

国土管理課 管理用地係

☎ 551-0292 FAX 552-7000

高額療養費の支給申請をする皆さんへ

国民健康保険被保険者が高額療養費の支給申請をするときは、対象月の医療費の領収書、もしくは支払証明書が必要です。

高額療養費の支給申請を予定している人で、確定申告の医療費控除を受けるために領収書の原本を提出される場合は、**確定申告の前**に**あらかじめ領収書のコピーをとっておく必要があります。**

領収書も支払証明書もない場合は、高額療養費の支給申請ができませんのでご注意ください。(領収書の再発行や支払証明書の発行は、病院などにお問合せください。)

■支給申請に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・認印
- ・対象月の領収書(または支払証明書)
- ・通帳など払込先がわかるもの
- ・マイナンバー(個人番号)がわかるもの

国民健康保険係

国民健康保険係

☎ 551-1807
FAX 553-0250

料金受取人払郵便

栗東局
承認
79

差出有効期間
2021年4月
30日まで

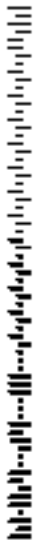
(切手を貼らずに
お出しください)

5 2 0 - 3 0 9 0

栗東市安養寺一丁目十三番三十三号

栗東市長行

「市長への手紙」



(山折り)

のりしろ

キリトリ線

のりしろ

キリトリ線

封筒を作り、市長へ送ってください。

- ①キリトリ線に沿って切り、中央を山折りにします。
- ②のりしろにのりをつけて貼り合わせ、封筒を作ります。
- ③切手を貼らずにそのままポストへ投函してください。

のりしろ



市長への手紙 あなたの意見をお寄せください

まちづくりに関することや、日々の生活の中で市政で気付いたこと、考えていることなど、皆様のご意見、ご提案をお待ちしています。

■手紙は必ず市長が読ませていただきます。個々の内容は関係する部署が責任を持って返事を作成し、市長が確認・署名をして、手紙でお返しします。内容によっては、担当課から直接、面談・電話・電子メールにより、回答させていただく場合があります。

■返事をお返しするまで多少日数がかかりますのでご承知ください。

■手紙の返事は郵便で送付するため、住所・氏名の記入をお願いします。

■市民の皆さんには内容を抜粋して、市ホームページなどで公開します。左の用紙をご利用いただくほか、はがきや私製の封書、インターネット（市ホームページ<http://www.city.ritto.lg.jp>から市長の部屋→市長への手紙→市長への手紙へ進む）などで受け付けています。また、市役所1階ロビー、なごやかセンター、市立図書館、栗東西図書館、各コミュニティセンターにも用紙を設置しています。

問秘書広報課 広報・広聴係

☎ 551-0641 FAX553-1280

令和2年4月から、小学1年生～3年生の医療費助成を拡大します

市では、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、令和2年4月診療分から子どもの医療費の助成範囲を小学1年生～3年生の通院医療費まで拡大します。

対象年齢の児童の保護者には、令和2年1月中旬に受給券の交付申請書を送付します。

対象者	令和2年3月診療分まで	令和2年4月診療分から
小学1年生～3年生	入院医療費を助成 (払戻し申請)	通院医療費と入院医療費を助成 (オレンジ色の受給券を交付 通院医療費は自己負担あり)
小学4年生～ 中学3年生	入院医療費を助成 (払戻し申請)	

図1

滋賀県内のみ有効			
福祉医療費受給券 (子ども医療)			
福祉番号	40259525	受給者番号	*****
受給者	居住地	520-30** 栗東市*****	
	氏名	栗東 花子	女
	生年月日	**年**月**日	
有効期間	令和2年 4月 1日 から 令和5年 3月 31日 まで		
発行機関の 長及び印	栗東市長 (印)		
交付年月日	令和2年 4月 1日		
自己負担金	入院	無	
	通院	有: 1診療報酬明細書当たり500円 (ただし、調剤報酬明細書には適用しない)	

(受給券のイメージ・オレンジ色)

○助成内容

△自己負担金▽

- 通院: 1診療報酬明細書当たり500円
- (調剤は自己負担金なし)

●入院: 自己負担金なし

- 保険診療外の自己負担額(健康診断、予防接種、入院時の食事代など)は助成の対象外です。

○対象時期

令和2年4月診療分から

○対象者

小学1年生から小学3年生(当該年度中に満7歳、8歳、9歳になる人)

○申請方法

令和2年1月中旬に対象年齢の児童の保護者に対し、受給券の交付申請書を送付します。

令和2年2月21日(金)までに必要事項を記入の上、子どもの健康保険証の写しを添えて同封の返信用封筒で郵送してください。

○受給券について(左の図1参照)

申請書受付後、3月中旬から順次受給券を発送します。

※受給券は県内のみ有効です。

※県外で受診された場合は、医療機関で保険診療分を支払った後、領収書などをお待ちの上保険年金課で払戻し申請をしてください。

○小学4年生～中学3年生の子ども入院医療費助成について
小学4年生～中学3年生については引き続き、入院医療費のみ助成します。
受給券はありません。

医療機関で保険診療分を支払った後、領収書などを持参して保険年金課で払戻し申請をしてください。
「高額療養費」や「附加給付金」に該当する場合は、加入している健康保険の給付を受けてから申請してください。

問 保険年金課 福祉医療係

☎ 551-0316 FAX 553-0250

栗東トレセン開設50周年を記念し、J-クレジットを購入



写真右から、金勝生産森林組合・澤組合長理事、野村市長、JRA 栗東トレーニングセンター河原場長

金勝生産森林組合が森林保全活動の一つとして取り組むJ-クレジット。国が認める二酸化炭素(CO₂)の排出量取引制度で、森林管理によるCO₂吸収量を「クレジット」として取得し、企業などに販売する取組みです。森林経営団体としては県内で唯一、金勝生産森林組合が登録しています。

このJ-クレジットをJRA 栗東トレーニングセンターが50トン分購入。11月28日、市役所で購入証書交付式が行われました。

栗東トレセンの河原場長は「金勝の恵まれた自然の中で馬が育っています。森の未来につながればと思います」と話されました。

知っていますか？

高齢者虐待

虐待の種類	定義
身体的虐待	暴力など、身体的に虐待を行うこと
性的虐待	性的な嫌がらせを行うこと
心理的虐待	ことばによる暴力、無視などで精神的苦痛を与えること
介護・世話の放棄・放任	世話の放任や放置を行うこと
経済的虐待	本人に無断で金銭を使用したり、本人に使用させないこと

「虐待かな?」と思ったら、住いの地域包括支援センターまでご相談ください。

※ご連絡いただいた人のお名前が、相手に伝わることはありません。

栗東地域包括支援センター

- (安養寺190 なごやかセンター内) ☎ 558-6979 FAX 558-8736
- 栗東西地域包括支援センター (小柿1-10-10 ゆうあいの家内) ☎ 584-4121 FAX 584-4128
- 葉山地域包括支援センター (出庭697-1 特別養護老人ホーム淡海荘内) ☎ 552-5280 FAX 551-2323
- 栗東市長寿福祉課 高齢福祉係 ☎ 551-1940 FAX 551-0548

子育てのための12か条の取組み

子どもたちは、育ちの中でさまざまなものを吸収していきます。善いことも、悪いことも、知らず知らずのうちに身につけていきます。

「善いことは良い」「悪いことは悪い」と正しく判断し行動できる力は、幼いころから繰り返し言われ続けてきた保護者をはじめとする、家族や周りの人の言葉によって身に付いた能力でもあります。子どもたちが園や学校生活で、いじめや問題行動でつらい思いをすることなく、お互いに思いやり、心を寄せ合いながら、楽しく過ごし、学習や学校行事をはじめとするいろいろな取組みが出来るよう、本市では、『子育てのための12か条』を作成し、その実践をしています。

そうした中、賛同をいただいている地域諸団体の名称を「栗東市子育てのための12か条」推進会議と変更し、園、学校、家庭、地域、企業と一体となった取組みへと推し進めています。

生きていくうえで大切な教養を身に付け、お互いを思いやり、自分を大切に、人を大切に、物を大切に、学校生活や家庭生活

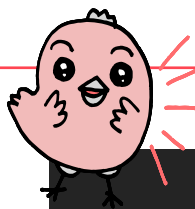
を過ごせるようご家庭でも、お子さんはもちろんのこと、お友だちも一緒に成長できる声かけや、働きかけをお願いします。

何気ない毎日の繰り返しの中に全ての基礎があります。周りにいる大人が、ほんの少し意識をし、言葉かけをするだけで、子どもたちは自然と素養を身に付け、意識して行動するようになります。

今回配布しました『子育てのための12か条』のチラシは、いつも見えるところに貼っていただき、絶えず意識できるように働きかけをお願いします。

栗東市 子育てのための12か条」推進会議事務局

- (生涯学習課内) ☎ 551-0145 FAX 552-5544



子育て情報

～あそびについて～

仕事や家事、子育てに追われ、子どもの「あそび」コールにすぐに応えてあげられないことはありませんか。

子どもは好奇心の塊。

「あそび」の中でたくさんのことを学び、成長していきます。子どもにとってあそびに決まりはなく、大人が思いつかないことをなんでもあそびにできる達人とも言えます。大人から見れば、困ると感じる行動（すぐに動きまわる・口に入れる・物を投げるなど）でも、子どもにとっては「楽しい」と感じることもあります。危険を伴う行為に関しては、大人の判断が重要ですが、場所や場面を変え、「楽しい」と感じることをやらせてあげることも大切です。

でも大人は、子どもとあそばなければならないと負担を感じる必要はありません。

子どもの年齢に応じた方法を「一緒に見つけて一緒に楽しむ」ことがあそびの第一歩ではないでしょうか。例えば、毎日の家事からあそびに繋がられる場面を見つけることも方法の一つです。洗濯物をたたむ時、「いないいないばあ」と顔を隠してみたり、「どの色のタオルが好き？」と会話を楽しんでみたりすることも良いでしょう。

また、家事の中で簡単にお手伝いできることを見つけ挑戦させてみる。そして、「上手にできたね」「ありがとう」と褒めてあげると、子どもはとても喜びます。少し目線を変えてみると、日常生活の中にも楽しいあそびを、いっぱい見つけることができますね。

「自分でやってみたい」という子どもの気持ちを大切に、一歩引いてフォローするような見守り方で一緒に楽しんでみましょう。



岡地域子育て支援センター

- ・大宝東児童館内 ☎ 551-2370 FAX 551-2330
- ・治田西カナリヤ第三保育園内
☎ 553-3907 FAX 553-3908
- ・金勝児童館内 ☎ 558-3527 FAX 558-3527
- ・治田東児童館内 ☎ 554-6115 FAX 554-6116

「保険金の手続きをサポートする」と勧誘する住宅修理に注意！

<相談事例>

来訪した業者に「家屋に壊れたところはないか。損害保険で負担なく修理が出来る」と勧誘され、台風でベランダの屋根がゆがんだことを話すと調査員を手配するというので申込書にサインした。

よく見ると「保険金額が、見積り金額より安くて工事が困難な場合は、30%の手数料を払う」と記載されていた。手数料の話は聞いていないし、不審なのでやめたい。

<助言>

自然災害による住宅修理について「保険金が使える」と勧誘されても、損害保険金が実際にいくら支払われるのか、また、そもそも保険金が支払われるかどうかわかりません。まずは自分が加入している保険契約の内容を確認し、契約している保険会社や代理店に相談しましょう。

住宅修理とは別に保険金を請求する手続きをサポートするという契約をさせられ、その手数料を請求される場合がありますが、保険金の手続きの手数料は損害保険の対象とはなりません。

「自己負担はない」と住宅修理の勧誘をされても、本当に負担なく必要な修理ができるかどうかわかりません。その場ですぐに契約せず、修理の必要性や契約内容を十分に確認し、家族や周りの人にも相談しましょう。

岡自治振興課 消費生活相談窓口（相談無料）

9:15～12:00 13:00～16:00

☎ 551-0115 FAX 551-0432

滋賀県消費生活センター（相談無料）

9:15～16:00

☎ 0749-23-0999



草津警察署安全伝言板

◆110番通報の適切な利用◆

1月10日は110番の日です。110番をかけると、「110番緊急電話です。」「事件ですか、事故ですか?」とお尋ねします。

その後、「いつ」「どこで」「何があったか」などを順番に聞いていきますので、あわてず、落ち着いて質問に答えてください。

◆110番通報のお願い◆

110番は、事件・事故などの緊急事態を警察にいち早く通報するための専用電話です。

警察への意見要望、問い合わせ、相談などは警察相談専用ダイヤル「#9110」、または、草津警察署、最寄りの交番・駐在所へお願いします。

110番



岡草津警察署

☎ 563-0110 FAX 563-0116